

大津市認知症地域共生事業実施業務仕様書

本仕様書は、大津市（以下「委託者」という）が認知症地域共生事業の実施業務を委託することについて、本業務の受託者（以下「受託者」という。）が当該業務を実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

本事業は、認知症の人や高齢者を中心として、年齢や立場、背景の異なる人々が日常的に行き交う開かれた場において、認知症の人が特別視されることなく、誰もが自然に交わり、交流し、つながりが生まれる「共生の居場所」を創出・継続することを目的とする。

2 概要

(1) 対象者

大津市内に居住する認知症の人やそのご家族、高齢者を主な対象としつつ、地域に居住するあらゆる世代の住民を広く受け入れる。年齢や背景に関わらず誰もが自由に集い、交流し、互いに支え合える場を目指す。

(2) 業務期間

令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

(3) 事業の実施回数

本業務における「共生の居場所」の運営は、令和8年10月1日より開始するものとする。令和8年8月3日から9月30日までの期間は、居場所運営に向けた準備期間とすること。居場所の運営開始後は、継続的な運営を前提とし、受託者の企画提案に基づく頻度で月1回以上実施すること。

(4) 実施場所

商業施設、公共施設の共用スペース、空き店舗、カフェ併設スペース等の地域に開かれた場所を活用し、日常的な交流や見守りを兼ねた滞在型の居場所を運営すること。安全かつ適切に業務が実施でき、10名以上が参加できる広さを有する場所であること。

(5) 開催時間

受託者の企画提案に基づくこと。ただし、1回あたりの開催時間は概ね2時間以上とすること。

(6) 人員

本居場所の運営スタッフとして、毎回3名以上を配置すること。また、運営事業者による人員配置に加え、地域住民や地域連携機関からのスタッフやボランティア等の積極的な参加を推奨し、多様な視点と支援を確保すること。

(7) 留意事項

本居場所の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、参加者の安全確保を最優先とすること。特に、高齢者や心身に配慮が必要な方が安心して過ごせるよう、施設内外の安全確認、緊急時の対応体制、感染症対策、個人情報の保護に十分に配慮し、誰もが安心して利用できる環境づくりに努めること。

3 委託料

委託料は、1事業者あたり上限800,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この委託料は、以下の費用で構成されるものとする。

(1) 開設準備金及び環境整備資金：上限200,000円

ア 対象期間

令和8年8月3日～令和9年3月31日（居場所開設・運営のための準備及び環境整備期間）

イ 対象経費

会場確保に必要な経費、備品購入費、広報物作成や配布に必要な経費、運営体制構築に必要な経費、環境整備や関係機関との調整に必要な経費、その他市長が必要と認める経費。

(2) 運営費：上限600,000円

ア 対象期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日（居場所運営期間：6ヶ月間）

イ 対象経費

人件費、会場使用料、スペース利用料、消耗品費、講師謝金、交通費、印刷製本費、企画運営に必要な委託費、保険料、その他市長が必要と認める経費。また、利用者負担金として、事業運営経費の実費相当額を徴収することは可能とするが、その金額は社会通念上相当とされる範囲内とすること。

(3) 対象経費の取扱い（同項第1号及び第2号共通）

備品購入費、設備費、会場使用料等の経費について、本事業の実施日以外にも使用する場合や、本事業以外の用途と共用する場合は、使用日数や使用時間等の合理的な基準により按分し、本事業に係る部分のみを委託料の対象経費として計上すること。

4 活動内容・取組

受託者は、以下の内容を含む居場所づくり事業を企画・実施すること。

(1) 居場所の確保と運営

認知症の人を含めた多世代・多様な市民が気軽に参加できる、開かれた「共生の居場所」を確保し、継続的に運営すること。具体的な活動としては、参加者が安心して集い、その人らしく交流できる場の提供と交流の促進、および人や地域のつながりを深められるような取組を行うこと。

(2) 認知症の人の役割創出

認知症の人が役割を持って主体的に関われる機会を提供し、地域での役割と共生を促進する取組を行うこと。

(3) 多世代交流の促進

年齢や立場、背景の異なる多様な人々が参加できる企画を通じて、地域住民の参加を促し、多世代交流を促進すること。

(4) 啓発活動

認知症に関する正しい理解を広めるための啓発的な要素を事業に盛り込むこと。

(5) 地域との連携による課題解決

地域住民、団体、関係機関等との連携を強化し、地域が抱える課題の解決に資する取組を企画・実施すること。

5 委託料の請求及び実績報告

受託者は、以下のとおり請求書および業務報告書を提出し、委託料の支払いを受けるものとする。

第1回から第3回の支払い額は、あらかじめ定められた委託料総額に対する割合を支払うものとする。最終的に確定する委託料総額は、事業終了後に提出される実績報告書により確定した経費の額と、本契約における委託料（契約金額）のいずれか低い額とする。この精算の結果、既に受領済みの委託料の合計額が、最終的に確定した委託料総額を上回る場合は、受託者はその差額を委託者に返還するものとする。なお、感染症の拡大防止や不測の事態等により、委託者の指示で開催回数を減少させる場合がある。その場合においては、委託者と受託者が協議し、委託料を精算する。

(1) 委託料の支払いについて

【第1回支払い】

請求書提出期限：令和8年9月7日まで

支払月：令和8年9月以降

支払い額：本契約における委託料に37.5%を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）とする。

【第2回支払い】

請求書提出期限：令和8年12月7日まで

支払月：令和8年12月以降

支払い額：本契約における委託料に25.0%を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）とする。

【第3回支払い】

請求書提出期限：令和9年2月5日まで

支払月：令和9年2月以降

支払い額：本契約における委託料に25.0%を乗じて算出した額（千円未満切り捨て）とする。

【最終支払い】

請求書提出期限：令和9年4月7日まで

支払月：令和9年4月以降

支払い額：事業終了後に提出される実績報告書により確定した経費の総額（利用者から徴収した実費相当額がある場合は、総支出額からその金額を差し引いた額とする）と、本契約における委託料（契約金額）のいずれか低い額から、第1回から第3回までの実際に支払われた金額の合計額を差し引いた額とする。

(2) 活動報告会への参加

本事業の実施期間中、委託者主催のもと令和9年3月に開催される報告会において、活動実績を報告すること。

6 個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、委託者が提示する「個人情報取扱特記事項」を参照し、適切な管理を行わなければならない。

7 賠償責任

受託者は、その責に帰すべき理由により委託者又は利用者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

8 宗教活動等の禁止

受託者は、本事業において宗教又は政治に関する活動、署名募集等を行ってはならない。

9 苦情処理体制

受託者は、参加者からの苦情等に対応する体制を整えなければならない。また、直ちに委託者にその旨を報告すること。

10 安全対策及び感染症対策

受託者は、参加者が怪我をしないよう、安全対策を行うこと。天候不良等により、開催が難しい場合は延期をするなど、安全の確保に努めること。

11 その他

受託者は、事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 参加者の声を反映させ、事業の質の向上に努めること。
- (2) 経費の領収書について、実績報告書の提出の際に本市へその写しを提出すること、本業務の関係書類を含め、受託者において5年間の保存を行うこと。
- (3) 事業見学者に適宜対応すること。
- (4) 委託者が本業務に係る写真の提供を求めた場合、これを提供すること。
- (5) 本業務に関して、他の補助金や助成金等を併給しないこと。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。